

# 有害廃棄物に関するグローバル・ガバナンスの研究： 政策アイデアから見たバーゼル条約とその制度的連関

渡邊，智明

<https://hdl.handle.net/2324/1931994>

---

出版情報：九州大学，2017，博士（法学），論文博士  
バージョン：  
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

氏 名	渡邊 智明			
論 文 名	有害廃棄物に関するグローバル・ガバナンスの研究 ー政策アイデアから見たバーゼル条約とその制度的連関ー			
論文調査委員	主 査	九州大学	教授	出水 薫
	副 査	九州大学	教授	熊野 直樹
	副 査	九州大学	教授	李 ホンピョ

## 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

国民国家を基礎的な分析単位とすることの限界が意識されるようになり 1980 年代以降、国際政治学（国際関係論）、行政学、比較政治学などの分野を中心に、「ガバナンス論」が登場した。その後、冷戦の終焉とグローバル化の進展にともなって、ガバナンス論の必要性は広範に認識されるようになったが、具体的な研究としては、多主体が重層的に関わる事象が対象となる学際的な新領域であるがゆえの困難が伴い、試行錯誤が継続している。そのようななかで本論文は、国際政治学を基盤に、グローバル・ガバナンス論を切り拓こうとする、野心的かつ挑戦的な研究である。

本論文は序章から終章まで、8 章で構成されている。序章では、有害廃棄物の越境移動に関する国際レジーム（制度）の構築と改編をめぐる過程の検討という本論文の課題が示される。具体的には 1989 年に成立した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、バーゼル条約）の締結と修整、運用の行き詰まりと、その打開のプロセスを、グローバル・ガバナンスの事例として検討することである。そして、そのような課題に対応するため本論文は、「制度間関係」の視点を導入し、さらに「政策アイデア」に着目する。すなわち、有害物質は環境保全のためのレジームで規制される一方、資源化可能な廃棄物は貿易のためのレジームで規制される。旧来の研究は、それらを個別に検討してきたが、グローバル化にともなって、環境リスクを伴う資源化可能な有害廃棄物の越境移動に関する規制が課題として浮上してきた。その制度化の過程は、レジーム横断的事象であるため、制度間関係の視点や、両者を架橋する政策アイデアに注目する必要が出てくるのである。

第 1 章では、上記のような対象の属性や課題設定を踏まえ、分析の方法や視角について、先行研究を介して、より詳細に検討される。まず国際政治学の三大分析視角であるリアリズム、リベラリズム、コンストラクティビズムから、本論文の課題設定においてはコンストラクティビズムが採択される。その上で国際政治学におけるレジーム（制度）の位置づけを概観し、本論文の分析において最近の制度間関係研究の成果が援用できることを確認する。さらに制度間を架橋する政策アイデアの役割に注目することの必要性が、先行研究の成果を援用して説明される。

第 2 章では、バーゼル条約が成立する過程を検討し、環境レジームと貿易レジームの双方に適合的な制度化のため、「通知と同意」（PIC）という政策アイデアが重要であったことを指摘する。環境レジームが有害物質の越境移動を抑制するのに対し、貿易レジームは資源化可能な廃棄物の越境移動を許容する。したがって両レジームをまたぐ属性をもつ有害廃棄物については、貿易を成立させつつ、環境リスクを低減させるための制度化が焦点となるなか、移動前のリスクに関する通知と、受け入れの同意が制度化されるのである。ここでは環境 NGO などの非政府主体が影響力をも

つ環境レジームと、資源化可能な廃棄物の貿易に歴史的に関与してきた合州国やドイツの政府や企業が影響力をもつ貿易レジームの間で、文字通り多様な主体が関与することになる。また関連する主要な諸国の政府は、国内政治過程において、環境 NGO や企業などからの圧力を受けながら外交交渉に臨むため、国内政治過程の及ぼす要因をも視野に入れた重層的な分析が必要になる。冒頭に述べたように、これこそがグローバルなガバナンス研究を困難なものにするが、本論文は、きわめて丁寧に、かつ明晰に、そのような錯綜した過程を整理していく。

第3章では、PIC の実効性に疑念が示され、バーゼル条約が改編される過程が検討される。PIC は政府が主要な主体となるレジームであったが、各国政府の行政能力の高低によって、PIC が骨抜きになるという懸念が浮上し、環境レジームに引きつけるかたちで、特定の地域への移動を禁止することにしたのである。しかし資源化可能な廃棄物の貿易レジームに力点を置く主体の異議により、禁止条項を備えたレジームは機能不全となる。

第4章では、上記のような隘路を突破する政策アイデアとして、「拡大生産者責任」(EPR) が浮上する過程が検討される。パソコンやパーソナルデバイスの普及により、有害物質を含みながらも資源化可能性の高い廃棄物が増加した。そのため廃棄物を区分し、リユースを前提に、企業や NGO を巻き込むかたちで生産、流通、廃棄の過程全体をガバナンスする EPR という政策アイデアが、貿易レジームに力点を置く主体から注目されるようになったのである。

第5章では、上記のような EPR という政策アイデアが、EU によって具体化され、バーゼル条約の PIC と補完的な関係に発展していく過程が検討される。すなわち EU 加盟国内および EU 域内で EPR が動き出すと、PIC が実効性をもたない地域への禁止条項を備えたため資源化可能な廃棄物の移動に障害となっていたバーゼル条約が、リユースに限定した EPR との補完的運用によって機能する余地が生まれてきたのである。

第6章では、国内事情によりバーゼル条約自体を批准してこなかった合州国において、EU とは異なるかたちで EPR を具体化する動きを検討する。狭義の制度としてのバーゼル条約に参加していないにもかかわらず、EPR という政策アイデアの実現を介して、合州国がレジームと親和的な主体となることを示唆する本章は、狭義の制度の静態的な分析では到達しえない知見であり、本論文の分析の有効性と個性を端的に示すものである。

以上の検討を踏まえ、最終章では、本論文の分析全体が概観され、事例分析としての含意と、理論研究としての含意が説明される。

このように本論文は、多様な主体が重層的に関与するグローバルなレジームの形成・再編過程をガバナンス論という枠組のなかで再構成した有機廃棄物ガバナンスの事例研究として、日本語圏においては類例のない、また英語圏においても、いくつかの先行研究の水準と遜色のない、新奇性の高い独創的な研究であると言える。ただ、今後、さらなる検討が望まれる点も、いくつかある。第一に、再編途上のレジームの全体像が、なお明確には示されていない。レジームの形成過程と、変容が不可避である状況、および再編過程は十分に検討されているが、なお途上にある過程を対象にしたため、再編後のレジームについては、その方向性が示唆されるにとどまっている点に、さらなる検討の余地がある。第二に、事例研究から、比較制度論や政策アイデアという分析概念、さらにはガバナンス論や、既存の国政政治学理論へのフィードバックが、より全面的に展開されると、さらに本論文の理論面での学術的意義が際立つと考えられる。

しかし、それらの点は、本論文が博士論文として認定される水準にあることを否定するものではない。2018年2月8日に実施した公聴会における本論文をめぐる質疑応答も、満足のいくものであり、調査委員は一致して、本論文が博士学位の認定に足るものであると評価するものである。なお、申請者は、すでに出版社と接触しており、本論文は一年以内に出版の見通しであるとのこと

ある。